

周防大島町中小企業等 物価高騰対策支援事業交付金

商工観光課 商工観光班

☎ 0820 (79) 1003

コロナ禍における原油価格や電気料金を含む物価高騰の影響を受けている中小企業等の負担軽減を図るため、本町で事業を営んでいる中小企業等に対して交付金を交付する事業を実施します。

■対象者（次のすべてを満たす方）

- ・中小企業基本法に掲げる中小企業者、小規模企業者および個人事業者のうち、農業、林業（素材生産業および素材生産サービス業を除く）、漁業および金融・保険業（保険媒介代理業および保険サービス業を除く）等との兼業事業者を除く商工業者であること

- ・法人にあつては直近の事業年分の確定申告、個人事業主にあつては令和4年分の確定申告または令和5年度の住民税申告で、営業等の事業収入があり、令和5年4月1日現在周防大島町内で事業を営んでいる商工業者であること（なお、個人事業主の場合は、主たる収入が営業等の事業収入であること）

- ・本社、本店または主たる事業所の所在地が町内に存するもの（個人事業主にあつては町内に事業所を有しており、令和5年4月1日において町の住民基本台帳に登録されている者）
- ・令和5年度中に周防大島町農業経営支援金、周防大島町畜産業経営支援金、周防大島町漁業燃油価格高騰対策支援金等を受けていないこと

■交付金額

- ・法人 5万円
- ・個人事業主 3万円

■申込期間

11月15日(木)まで

※申し込み方法や申請様式など、詳細については、町または町商工会のホームページをご確認ください。

■申し込み先

周防大島町商工会

☎ 79 - 0300

・本所・久賀支所 ☎ 74 - 2012

・大島支所 ☎ 78 - 0002

・東和支所 ☎ 77 - 0242

麻しん（はしか）に注意しましょう

国内で麻しん（はしか）の感染事例が報告されています。麻しんは、感染力が極めて強い感染症で、麻しんウイルスに対する免疫がない方が感染した場合、ほぼ100%の方が発症すると言われています。乳幼児や免疫力が低下している方は肺炎や脳炎などの合併症を併発することもあります。空気感染するため、手洗い、マスクのみでは予防できません。そのため、麻しんの予防接種が最も有効な予防法です。対象の年齢になった方は、早めに接種を受けましょう。

【麻しんの定期接種対象者】 1期：1歳以上2歳未満

2期：5歳以上7歳未満で小学校入学前の1年間（年長児）

※定期接種の対象者以外で、麻しんにかかったことがなく、ワクチンを1回も受けたことのない方は、かかりつけ医とご相談ください。

成人用肺炎球菌の予防接種

成人用肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌による肺炎などの感染症を予防し、重症化を防ぐワクチンです。予防接種法の一部改正により、令和元年度から5年間、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方は定期接種の対象となり、一部自己負担（2,850円）で接種することができます。令和5年度の対象で接種を希望される方は、実施期間内（4月1日～令和6年3月31日）に接種を受けてください。

令和5年度の対象の方には、4月中頃に案内文書と予診票を送付していますが、公費や自費接種により、過去に1度でも成人用肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）の接種を受けたことがある方は定期接種の対象外（全額自己負担）となりますので、ご注意ください。

問い合わせ 健康増進課 健康づくり班 ☎ 0820-73-5504